

令和8年

熊野町農業委員会

議事録

第5回

熊野町農業委員会

令和8年第5回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和8年5月21日(木) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	近藤 信二
----	-------

6. 議事録署名委員(2人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
課長補佐	面迫 克之
主任主事	末田 絵里子

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和8年第5回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。1番 近藤委員、2番 橋川委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>(議事日程 朗読)</p>
議長	<p>日程第1、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は城之堀地区の農地で、〇〇を〇〇から〇〇方面へ向け300m程進んだ先を左折し、右手にある田10筆です。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、〇〇歳となり高齢であることを理由に耕作ができず管理が困難となっていたところ、譲受人が申請地での耕作を希望したため、所有権移転をされることになりました。譲受人は農地を所有していませんが、申請地の道路向かいにある田を譲受人の父が所有しており、農繁期には一緒に作業をしているようです。農機具等も父と共有し使用する計画をされており、特に問題となるようなことはなく許可相当であると判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。近藤委員、お願いします。</p>
近藤委員	<p>事務局と5月19日に現地を確認してきました。申請地の大部分は草が腰から肩丈まで伸び、耕作を開始するには少し手間がかかりそうな状況でしたが、一部は草刈りがされ容易に耕作が再開できそうな状態でした。権利移転後は譲受人が、畑として枝豆や黒豆を作られる予定です。面積が広いので、一気に耕作を再開することは困難かと思いますが、譲受人は父親の農業の手伝いをしたり農機具も家族で所有しているということですので、支障はないと思われれます。耕作者の不在により荒廃化する可能性がある中で、意欲がある方に少しずつでも営農再開していただけることは、農地としての適正な管</p>

	理につながると思われることから許可しても問題ないものと考えております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第12号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は萩原地区の農地で、〇〇を〇〇から〇〇方面に向け200m程進んだ右手にある田1筆です。転用目的は系統用蓄電池施設の設置及びその駐車場用地で、計画総面積は併用地と併せて738㎡となっております。その内31㎡が本申請で審議する面積となります。先に併用地についてご説明します。議案12ページをご覧ください。青枠で囲った部分が計画区域となり、〇〇及び〇〇が併用地です。この土地は令和5年度の利用状況調査に基づき、令和6年3月29日付で非農地通知を発出しており、農地法の適用を受けない土地となっています。そのため計画区域内にあっても、耕作以外の利用にあたって農業委員会の許可を改めて得る必要はありません。なお、現在の土地の所有者は本申請の譲渡人と同一となっています。それでは、転用計画内容についてご説明します。工事については土地の造成等を行わず整地をした後に、系統用蓄電池設備を4棟設置し、北側に駐車スペースを設ける計画をされています。また被害防除措置計画書によると、周囲はブロック積の擁壁を設け土砂の流出、崩壊等に影響がないよう計画されています。転用許可申請があった場合は関係各課に意見照会をしており、本申請に対しては擁壁の工法によっては道路占用許可申請や道路工事承認が必要であること、町道に隣接しているため官民境界確認申請が必要な場合がある等の回答を得ており、並行して協議を進めておりますが、その他については周辺農地の営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから許可相当で</p>

	あると判断しております。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。近藤委員、お願いします。
近藤委員	事務局と5月19日に現地を確認してきました。申請地は隣地の非農地と同様に背丈以上の草が生い茂り、農地として利用はできない状態でした。面積は狭小で不整形のため、今後も農地としての利用は困難かと思われます。周囲を通る水路等へ干渉しないよう進入路を設ける等、周辺農地に影響を与えない旨の被害防除計画がされていますし、新たな土地の利用方法として転用許可をしても問題はないものと思われます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は6月22日(月)に開催予定です。議案については6月10日(水)以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和8年第5回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。 <p style="text-align: center;">議 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>